

伊藤 眞『民事訴訟法〔第8版〕』(ISBN: 978-4-641-23322-5) 補訂情報

本書刊行後に出された重要判決等の情報を中心に、以下のとおり補訂いたします。

---

■654 頁注 307 末尾に、下記 2024 年 2 月 6 日補訂部分の後ろに以下を加える。

なお、最判平成 25・4・9 判時 2187 号 26 頁は、建物付属物たる店舗看板の撤去請求などにかかる事案であるが、田原睦夫裁判官の補足意見は、裁判所が「仮執行宣言を付するか否かにつき、その裁量権の行使には慎重を期すべきである」旨を説示している。

■以上、2024 年 5 月 13 日追加■

■681 頁注 24 末尾に改行して以下を加える。

また、第一審判決が訴えを不適法として却下し、原告がこれを不服として控訴した後に控訴人（原告）が訴えを変更できるかという問題がある。訴え変更後の新請求について第一審の審判が省略される結果となり、被控訴人（被告）の審級の利益を害するため、訴えの変更を許さないことを原則とし、例外的に被控訴人（被告）に異議がなく、第一審における審理が実質的に新請求に及んでいると認められ、審級の利益を害することがない場合であって、かつ、訴えの変更の一般的要件を満たしているときに限って、訴えの変更を許容すべきである（最判平成 5・12・2 判時 1486 号 69 頁参照）。そして、訴えの変更を許容すべき例外的場合においては、控訴審は、旧請求についての第一審の訴え却下判決を取り消して事件を第一審に差し戻す必要はなく（305、本書 782 頁参照）、訴え変更後の新請求について自判すべきである。以上について、木村真也「控訴審における訴えの変更に関する諸問題」民事手続法と民商法の現代的潮流——中島弘雅先生古稀祝賀論文集 85 頁（2024 年）参照。

■以上、2024 年 4 月 15 日追加■

■33 頁注 48 末尾を以下のように修正する。

「…… (2022 年) 参照。」

→ 「…… (2022 年), 伊藤眞・消費者裁判手続特例法〔第 3 版〕14 頁参照。」

■197 頁注 34 末尾, 下記 2024 年 1 月 10 日補訂部分の後ろに改行して以下を加える。

なお, 消費者裁判手続特例法 (本書 33 頁) にもとづく共通義務確認の訴えの訴訟要件たる多数性 (法 2④), 共通性 (同), 支配性 (法 3IV) の 3 要件は, 同法にもとづく手続の目的および手続が共通義務確認訴訟と簡易確定手続の 2 段階構造をとることを考慮した特別のものである。このうち支配性については, 法文は, 「共通義務確認の訴えに係る請求を認容する判決をしたとしても, 事案の性質, 当該判決を前提とする簡易確定手続において予想される主張及び立証の内容その他の事情を考慮して, 当該簡易確定手続において対象債権の存否及び内容を適切かつ迅速に判断することが困難であると認めるとき」は, 裁判所が訴えを却下することができる」と定める。

その解釈を示したものとして, 最判令和 6・3・12 裁判所ウェブサイトがあり, 共通義務確認判決を前提とする簡易確定手続において, 過失相殺や因果関係など, 個々の消費者被害者の権利の内容について判断すべき事項が相当程度の審理を要するとはいえないときは, 支配性に欠けることはなく, 共通義務確認の訴えは適法であると判示する。多数の消費者に生じた財産的被害の集団的救済という特例手続の趣旨を重視して, 支配性の判断枠組を柔軟に判断すべきこと示した判例と評価できる。

■214 頁注 68 第 5 段落 7 行目を以下のように修正する。

「……詳細については, 伊藤眞・前掲論文曹時 12 頁, 同消費者裁判手続特例法 32 頁 (2016 年), ……」

→ 「……詳細については, 伊藤眞・前掲論文曹時 12 頁, 同消費者裁判手続特例法〔第 3 版〕35 頁 (2024 年), ……」

■214 頁注 68 第 6 段末尾を以下のように修正する。

「……76 頁 (2022 年) 参照。」

→ 「……76 頁 (2022 年), 伊藤眞・消費者裁判手続特例法〔第 3 版〕15 頁 (2024 年)」

参照。」

■以上, 2024年4月1日追加■

■654頁注307末尾に以下を加える。

詳細については, 伊藤眞「仮執行宣言制度の運用に想う——defendant oriented?」法の支配  
212号2頁(2024年)参照。

■795頁第1段落下から3行目を以下のように修正する。

「……送付され, 上告裁判所は, ……」  
→ 「……送付され, 原裁判所は, ……」

■以上, 2024年2月6日追加■

■はしがき i 頁本文下から3行目「……を示している」の後に以下を加える。

(本書361頁)

■はしがき i 頁本文下から2行目「……についても同様である」の後に以下を加える。

(本書312頁)

■39頁注51末尾に以下を加える。

また, 同「民事判例の主論と型について」判時2571号5頁(2023年)は, 最高裁判所判例の  
法規範性に関して, 法理判例と事例判例の区別, 両者の中間型としての場合判例の意義, 先例  
拘束性の限界などを詳説する。

■197 頁注 34 末尾に改行して以下を加える。

また、東京地判平成 19・3・26 判時 1965 号 3 頁〔百選 5 版 28 事件，6 版 A10 事件〕は、将来の時点における社員の地位確認について、その地位を失う危険が確実視できる程度に現実化しており、かつ、地位喪失の具体的発生を待っていたのでは回復困難な不利益をもたらす事情が認められるときには、確認の利益が認められるとする。これも、将来の地位または法律関係をめぐる紛争の現実性を基礎として、現在（口頭弁論終結時）における確定の必要性を前提条件とする例外を認めるものであり、確認訴訟の紛争予防機能を重視するものと考えられる。

■665 頁注 326 第 2 段落末尾，改行して以下を加える。

なお、訴訟費用の中で大きな比重を占めるのは、提訴手数料であり、それは訴額を基準とするが（本書 658 頁注 315 参照）、共同訴訟における訴額は、各原告の請求額を合算する（9 I 本文）。その場合に、訴訟救助の前提となる「訴訟の準備及び追行に必要な費用」として、共同原告全体の請求額を合算した訴額を基準とした提訴手数料とするか、それを各原告の請求額に応じて案分した提起手数料とするかについては、判断が分かれうる。最決令和 5・10・19 裁判所ウェブサイトは、前者を採用した原決定を破棄し、後者を採用した。

その理由は、各原告に共同訴訟の提訴手数料全体を負担させるべき理由はなく、自らの請求の価額に応じて案分した提訴手数料を負担させるにとどめるべきである以上、各原告に訴訟救助を認めるかどうかの判断も、案分した提訴手数料の負担を基準とすべきであるという。共同訴訟における提訴手数料の算定についての判断枠組を確立し、各原告の資力との関係で訴訟追行の負担を軽減するという訴訟救助の趣旨を重視した判例法理と評価できる。

■以上，2024 年 1 月 10 日追加■